

# 地域委員会が担っている機能の移行イメージ(試案)

資料No.1-1

令和2年6月 地域振興戦略部

		現在 ※条例設置	第1段階 (地域委員会の運営を一部見直し) ※条例改正なし	第2段階 (地域委員会を廃止し、新たな仕組みに置換え) ※要綱設置		
			R3年度	R4年度以降		
住民主体の広聴及び地域課題検討の仕組み		<p>※取扱いのルールが明確化されていない</p>	<p>※要望への対応のルール化</p>	<p>※詳細は別紙参照</p>		
ポイント	概要	—	・分科会に専門家等が参加できるようにする	・地域からの要望・提案の取扱いを明確化 ・地域の状況に応じた広聴の場を設定できる ・地域の状況や課題に応じて、多様な検討チームを設置し柔軟にメンバーを選定できる		
	①組織・メンバーの柔軟性	2年間組織・メンバーが固定化。課題に適した柔軟な組織・メンバーの設定や、外部の専門家を参加させずらい	必要に応じて、専門家や外部の経験者等が検討に参加できる → 議論が深まり、 <u>実行性も向上</u>	地域を俯瞰できるコミセン等をプラットフォームに、組織とメンバーを柔軟に選定できる → 多様な課題に対し様々な住民が検討に参加することで、議論が深まり、 <u>実行性やまちづくりの意識も向上</u>		
	②地域住民の認知	地域委員会の活動が住民に認知されていない →支所だより等で周知する	支所からのお知らせなどで活動を周知することにより、 <u>住民への認知度を高める</u>	プラットフォーム化された新たな仕組みで、パブリックコメントやコミセンだより等を活用しながら、区長会等を通じて地域全体に情報発信することで <u>住民への認知度を高める</u>		
	③検討結果の取扱い	地域の要望に対する市の対応が明確化されていない →要望の対応をルール化する	・対応をルール化する	対応を明確化(地戦部集約後、担当課で検討。市長協議のうえ回答) → 地域の要望が <u>政策検討に繋がり、実行性やまちづくりへの意識も向上</u>		
④広聴(代表性)	住民要望は区長等の方が詳しい場合がある	同左	地域の状況に合わせ、区長のほかコミセンや任意の新組織等を活用することで、より幅広い住民から地域に密着した意見が聴取できる → 広聴が強化。まちづくり検討と役割分担し、それぞれの専門性も高める			
(参考) 地域委員の要望への反映	広聴の仕組み	生活系広聴は区長会等でも担える	—	—	地域の状況に応じて柔軟に選択、設定できる	
		世代等バランスのとれた意見集約	—	14人以内の地域委員会がベースであり多世代の参加は限定される	地域の状況に応じて柔軟に選択、設定できる	
		SNS等の活用で多様な声も拾える	—	—	—	個人攻撃等のリスクを回避する仕組みの検討を要する
		意見が政策検討に取り上げられる	—	—	—	要望の取扱いを明確化することで透明性を確保する
	まちづくりの検討の仕組み	メンバーと組織を柔軟に設定できる	—	地域委員のほか、専門家を加えることができる	—	課題に応じた組織とメンバーを柔軟に設定できる
		多世代が気軽に意見を出し合える	—	14人以内の地域委員会がベースであり多世代の参加は限定される	—	自主的な検討チームを設置しやすくなるため多世代の参加が促される
		俯瞰した立場で検討できる	—	—	—	俯瞰した立場の組織(プラットフォーム)のもとで多様な検討組織が設置できるため、俯瞰性と専門性の両立が可能
検討結果の共有	多様な主体、地域が連携できる	—	—	—	プラットフォームのもとで情報共有、連携を促すことが可能	
	検討結果が地域内で共有される	—	—	—	コミセンだよりや支所からのお知らせなどで周知することにより、住民の認知度を高める	
提案が政策検討に取り上げられる	—	—	—	—	提案の取扱いを明確化することで透明性を確保する	